

紀北町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務 仕様書

1. 委託業務の名称

紀北町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務委託

2. 業務履行期間

契約締結日から令和7年3月20日

3. 業務の目的

2020年10月に国が「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、各分野で脱炭素化に向けた動きが一層加速している。2021年には、「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定され、法の基本理念として「2050年までの脱炭素社会の実現」が位置付けられた。

本町は、2021年4月に「ゼロカーボンシティ三重広域6町」を表明し、近隣の町と協力しながら町内の温室効果ガス排出量ゼロを目指している。

本業務では、紀北町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定の支援を目的とする。

4. 事業の内容

紀北町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定に向けて、昨年度は環境省補助事業「（第2次補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」を活用し、基礎調査を行った。本業務では、基礎調査の内容を反映した計画とすること。

業務にあたっては、技術士（建設部門または環境部門）及びエネルギー管理士の有資格者を含めた体制を確立のうえ実施すること。

（1）計画準備

1) 情報の収集及び現状分析（目標設定に必要な資料の整理）

計画策定にあたって、地域の自然的・経済的・社会的条件を踏まえた目標設定を行うため、最新の知見を反映し本町の現状を分析する。温室効果ガスの現況推計及び将来推計については、基礎調査の内容を反映すること。

① 地球温暖化対策をめぐる動向

地球温暖化及び気候変動に関する現状及び国内外の動向について情報収集を行う。

② 自然的・経済的・社会的条件の整理

気象条件（日照、風況、気温等）、産業の状況（農林水産業、製造業、商業、観光等）、土地利用状況、人口の推移、ごみ排出状況、下水道の整備状況、公共施設の整備状況、各種の上位・関連計画等について情報収集を行う。

③ 温室効果ガス排出量の現況推計及び分析

昨年度の基礎調査で定めた算定結果を用いて、経年変化から増減要因等について分析する。

2) 温室効果ガス排出量の将来推計（2030年及び2050年）

自然的・経済的・社会的な地域の特性や温室効果ガスの排出状況を踏まえ、温室効果ガスの排出に関わりの深い項目を活動量として設定し、今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合の将来の温室効果ガス排出量（現状趨勢ケース BAU）について推計を行う。

また、温室効果ガス排出量の削減対策の効果を踏まえた場合の将来の温室効果ガス排出量についても可能な限り複数のパターンについて推計を行う。

3) 森林吸収量の推計

森林吸収量の推計を行い、森林吸収量を含めた場合の将来の温室効果ガス排出量の推計を行う。

4) 地域の再生可能エネルギーのポテンシャルや将来のエネルギー消費量を踏まえた再生可能エネルギー導入目標の設定

地域の再生可能エネルギーのポテンシャルや将来のエネルギー消費量を踏まえた再生可能エネルギーの導入目標を設定する。

① 再生可能エネルギーポテンシャル調査

再生可能エネルギー全般にわたる導入ポテンシャルの調査を行う。

①全エネルギー消費量に占める割合での評価

②原油換算量での評価

③二酸化炭素排出削減量での評価

② 将来のエネルギー消費量の推計

エネルギー消費量の指標となるデータをもとに将来のエネルギー消費量を推計する。推計を行う際には、温室効果ガス排出量の削減対策の効果等についても考慮する。

③ 再生可能エネルギー導入目標の設定

地域の再エネポテンシャルや将来のエネルギー消費量等の地域特性を踏まえて、再生可能エネルギー導入に係る目標を設定する。基礎調査の内容を踏まえた目標設定を基本とするが、国の動向等を踏まえ、必要に応じて見直すこと。

5) 温室効果ガス排出削減目標の作成

「ゼロカーボンシティ三重広域6町」の実現を目指し、4（1）2）～4）の内容及び国、県、周辺地域の最新の動向を踏まえて2030年度及び2050年度の温室効果ガス削減目標を作成する。また、削減目標の進捗を管理するための指標を立案する。

6) 温室効果ガス削減に関する対策・施策の検討

地域の自然的・経済的・社会的な特性、解決すべき課題、温室効果ガス排出状況、昨年度に実施したアンケート調査結果等を踏まえたうえで、目標の達成に向けた温室効果ガス削減に関する対策・施策の検討を行う。

（2）紀北町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）素案の作成

上記の内容をとりまとめ、紀北町地球温暖化対策推進委員会において協議する地球温暖化対策実行計画（区域施策編）素案を作成する。

（3）パブリックコメント実施の支援

紀北町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）のパブリックコメント実施に際して、公表する資料の作成や提出された町民意見の整理、回答案の作成等の支援を行う。

（4）紀北町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の作成

4（2）及び（3）をもとに、紀北町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

を作成する。記載内容については、発注者と十分協議したうえで作成すること。また、紀北町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）のうち解説が必要な用語について、50音、英数字の順に用語解説を作成する。

加えて、紀北町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を抜粋、要約し、町民向けによりわかりやすくまとめた地球温暖化対策実行計画（区域施策編）概要版を作成する。

（５）打合せ協議

上記事業の実施に当たり、初回協議時と紀北町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の作成時の２回打合せを行う。

地域の関係者等と合意形成を行うための会議や本事業に関係した庁内の会議を開催する際には、助言及び資料作成支援を行う。

5. 成果品

- ①紀北町地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 100部
- ②紀北町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（概要版） 150部
- ③上記及びその他のデータを格納した電子媒体（CD-RまたはDVD-R） 1枚